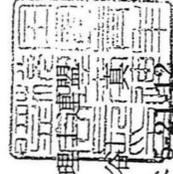




平成16年5月13日

日本税理士会連合会

会長 森 金次郎 殿



全国青年税理士連盟
会長 高橋 真樹
東京都渋谷区千駄ヶ谷

TEL 03-3354-4162

国税通則法の改正に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織された、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行う事を目的に活動している団体である。

このような目的を踏まえ、全国青年税理士連盟は、税務行政における適正手続きを完備すべく、国税通則法の改正を、以下要望する。

1. 改正理由

わが国においては、平成6年10月に行政手続法が「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。」ことを目的として施行された。しかし同法の適用について、税務行政手続については、大部分が適用を除外されている。除外理由について、平成12年1月14日付の青木国務大臣答弁書において「行政手続法が税務行政手続について広範囲に適用除外しているのは、各税法独自の規定、判例の見解及び税務運営指針で必要な事項が定められ、国税通則法等において必要な範囲の手続きを規定して完結した、独自の体系が整備されているから。」という見解を表明している。

実際の税務行政において、行政手続法が適用される税務行政は、「行政指導」の一部と「届出」に限られ、上記の理由により「申請に対する処分」及び「不利益処分」は除外された。除外理由の政府見解の「完結した、独自の体系が整備されている。」という点について、現行の国税通則法は事後手続きの規定が主であり、事前手続き即ち事前救済の制度が不備であり、その体系が整備されているとは言い難い。

納税は日本国憲法に定められた国民の義務である。

その納税について、国税通則法16条では「国税についての納付すべき税額の確定方法は原則として「申告納税」を定め、例外として申告がない場合、又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていない場合、その他当該税額が税務署長等の調査したところと異なる場合に限り、税務署長等の処分により確定する」と定めている。

従って、例外規定の更正、決定、賦課等の課税処分は納税者に対する「不利益処分」に該

当し行政手続法の適用除外となっている。

また、「税務署長等の調査」にあたり、行使されるのが所得税・法人税等に規定される「当該職員の問題検査権」の規定である。日本国憲法31条で「法定の手続きの保障」が規定されているにも関わらず、質問検査権の行使にあたり現在の国税通則法では、事前救済の制度は制定されていない。納税者に対し「質問検査権」を行使する場合に、納税義務に基づく行使であるからといって、事前及び事後救済制度の整備なく「質問検査の受忍義務」を課すのは納税者に対し著しく不利益を生じさせている。

現行法では、適正な税務調査を行なう際、手続上重要である税務調査手続規定のうち、調査の事前通知、調査理由の開示、調査の場所、日時、代理人選任の教示等については法文化されていない。

このような現状において、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保して、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するために、事前・事後の救済制度が適正に保障される申告納税の基盤整備が一刻も早く図られるべきである。そのために国税通則法の改正が行なわれなければならない。

2. 具体的要望事項

私たち全国青年税理士連盟は、税務行政の信頼を高め、より公正で透明な税務行政の実現には、税務行政における適正手続きの整備が早急に必要であり、結果、納税者の権利が保護され、税務行政の信頼性をも高めるものであると確信し、下記の事項について、国税通則法の改正または新設を提言する。

税務調査に関する事項

第2条 (定義)

<改正要望>

税務代理人、税務調査通知書の定義を追加する。

第33条の2 (事前通知等) 新設

<改正案>

国税庁、国税局、国税署及び税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のため、国税に関する法律の規定による質問又は検査をしようとする場合には、質問又は検査をする日の14日前までに、その調査対象の納税義務者に対し、次に掲げる事項を税務調査通知書により通知しなければならない。

- 一、 調査対象となる納税義務者の氏名及び住所又は居所
- 二、 当該職員の氏名及び所属する官署
- 三、 調査を必要とする主たる理由

- 四、 質問又は検査の根拠となる法令の条項
- 五、 質問をする事項又は検査をする物件
- 六、 質問又は検査をする日時及び場所
- 七、 次項に規定する変更の申出に関する事項
- 八、 調査に際し、税務代理人を選任することができる旨の教示
- 九、 その他財務省令で定める事項
- 2 項 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署及び税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。

第33条の3 (反面調査の制限) 新設

<改正要望> 税務調査前の資料収集及び、税務調査に関連する取引先等への資料収集については、納税者本人の調査によって実態が把握できない等やむを得ない場合に限定して、実施される。その場合は理由を付記して、納税者に通知すること。

第33条の4 (重複調査の禁止) 新設

<改正要望>

同一税目で同一期間に関する再調査を行なうことは原則できないものとする。

第33条の5 (調査の終了) 新設

<改正要望>

税務調査が終了した場合において、その結果を速やかに納税者に書面によって通知し、調査終了を明らかにすること。また、税務調査に際して行政指導を行なう場合も、書面によって行なうこと。

第33条の6 (違法調査の無効) 新設

<改正要望>

手続違反により行なわれた税務調査に基づく処分は、無効とすること。

書留・配達記録郵便物受領証(乙)

| | | | | |
|---|----------------|--|-------|-----|
| (差出人の住所氏名) | | 〒151-0051 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号 全国青年税理士連盟 | | 様 |
| 受取人の氏名 | 引受番号 | 郵便料 | 申出損害額 | 摘要 |
| 日本税理士会連合会 会長 森金次郎殿 | 527-56-95210-2 | 330 | 加 | |
| 国税庁長官 寺澤辰磨殿 | 527-56-95211-3 | 330 | | |
| 財務大臣 谷垣禎一殿 | 527-56-95212-4 | 330 | | |
| ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要なことから大切に保存してください。 簡易書留の損害額は、8千円を限度とする実損額です。 | | 330 I#7IT"利 | | 郵便局 |
| 摘要欄:カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)の記号 ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換) シ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定) | | 16.05.13*12-18 | | |